

債権者各位

平成26年6月30日

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-8弁護士ビル706
タキオン法律事務所

債務者代理人弁護士 藤 沢 裕

同 見 原 範 彦 (担当)

電話 03-6205-4216

FAX 03-6205-4217



受任通知書

前略 当職は、下記債務者の代理人としてご通知いたします。

債務者 有限会社アクト
代表者代表取締役 宮入 まゆみ
現住所 東京都港区六本木7-7-14六本木コーポ205

上記債務者は、現在56社の債権者に対し、総額約700万円の債務を負担しており、支払不能の状態に陥っております。当職は、上記債務者から委任を受け、上記債務の整理を担当することとなりました。債務整理の方針については、現在、東京地方裁判所に破産申立を行う方向で検討を進めております。

申立は平成27年2月頃を予定しております。なお、裁判所に破産申立をした後、おおよそ10日以内に東京地方裁判所から債権者各位に関係書類(破産手続開始通知書、破産債権届出書、債権者集会場の案内地図など)が届きます。

つきましては、今後は、本人や家族、その他の関係者に対する直接請求をされないようお願いいたします。

正確な負債状況を把握するため、同封の債権調査票に必要事項をご記入の上、2週間以内に当職宛に郵送またはFAXにてご返送下さい。

ご迷惑をお掛けしますが、何卒、御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

草々

(注)本通知は、時効中断事由として債務承認をするものではありません。